

伊水告示第 39 号

公印の新調及び廃止について

下記に掲げる公印を新調及び廃止するので、伊丹市上下水道局公印規程（平成 8 年 11 月 1 日水管規程第 6 号）第 6 条の規定により告示する。

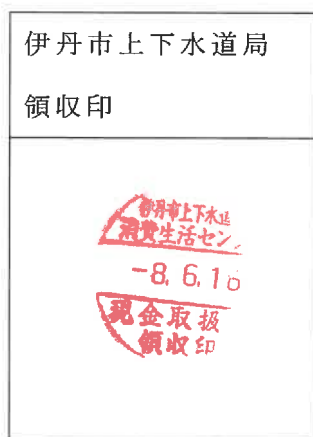
令和 8 年 6 月 24 日

伊丹市上下水道事業管理者

大西 俊己

記

廃止（令和 8 年 6 月 16 日まで）



新調（令和 8 年 6 月 17 日から）



以上